

○ 総務省
外務省 令第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第二項の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣 山本 早苗

外務大臣 岸田 文雄

在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令（

平成十一年 外務省
自治省 令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「財団法人交流協会（）」を「公益財団法人日本台湾交流協会（）」に改め、第二号中「、台南県」及び「、高雄県」を削り、「財団法人交流協会」を「公益財団法人日本台湾交流協会」に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。